

別紙 3 2

法人名 医療法人 心晴

※医療法人整理番号

所在地 福岡県福岡市城南区南片江1 - 24 - 13

財 産 目 録
(令和 7 年 11 月 30 日現在)

1. 資 産 額	227,913 千円
2. 負 債 額	81,243 千円
3. 純 資 産 額	146,670 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	199,539
B 固 定 資 産	28,374
C 資 産 合 計 (A + B)	227,913
D 負 債 合 計	81,243
E 純 資 産 (C - D)	146,670

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 心晴

※医療法人整理番号

所在地 福岡県福岡市城南区南片江1 - 24 - 13

貸 借 対 照 表
(診療所のみを開設する新法医療法人)
(令和 7 年 11 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	199,539	I 流 動 負 債	47,836
II 固 定 資 産	28,374	II 固 定 負 債	33,407
1 有 形 固 定 資 産	11,766	負 債 合 計	81,243
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	16,607	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	136,670
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	146,670
資 産 合 計	227,913	負債・純資産合計	227,913

法人名 医療法人 心晴
所在地 福岡県福岡市城南区南片江1 - 24 - 13

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書

(自 令和 6 年 12 月 1 日 至 令和 7 年 11 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	508,817
2 事業費用	473,750
本来業務事業利益	35,067
事業利益	35,067
II 事業外収益	11,891
III 事業外費用	3
経常利益	46,955
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	46,955
法人税等	9,877
当期純利益	37,078

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

別紙 35

事業報告書

(自 令和 6 年 12 月 1 日 至 令和 7 年 11 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称	医療法人 心晴
---------	---------

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☒ 基金制度採用 ☐ 特別医療法人

(2) 事務所の所在地	福岡県福岡市城南区南片江1 - 24 - 13
-------------	-------------------------

(3) 設立認可年月日	令和 3 年 11 月 30 日
-------------	------------------

(4) 設立登記年月日	令和 4 年 1 月 20 日
-------------	-----------------

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	新田 壮平	管理者
理 事	新田 祐佳	
理 事	仲川 えり子	
理 事	泉水 有子	
監 事	岡山 繁之	

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診 療 所	在宅療養支援クリニック ここはる	4011024868	福岡県福岡市城南区南片江1 - 24 - 13	なし

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

該当事項なし。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

該当事項なし。

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 1 月 25 日 令和5年度決算の報告及び承認
理事報酬月額の設定決議

令和 7 年 11 月 30 日 令和7年度の事業計画及び収支予算の設定決議

- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当事項なし。

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当事項なし。

- (7) その他

特段に記載を要する事項なし。

法人名 医療法人 心晴
所在地 福岡県福岡市城南区南片江1 - 24 - 13

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 の近親者が 代表者である法人	(株) 惟	福岡市西区	116,046	不動産業	不動産賃借	不動産賃借	9,360	地代家賃	なし

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ※1 当法人理事新田 祐佳が代表者取締役である法人。
※2 賃料は市場価格を勘案して決定し、支払い条件は当月末振込としている。

(2) 個人である関係事業者
該当なし

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 心晴

理事長 新 田 壮 平 殿

私は、医療法人心晴の令和6会計年度（令和6年12月1日から令和7年11月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 1 月 25 日

医療法人 心晴

監事 岡山 繁之